

第6節 公害紛争の処理及び環境事犯の取締り

1 公害に関する苦情

(1) 公害苦情の概要

平成15年度に県及び市町村が新規に受付した（他から移送されたものを含む）公害苦情件数は444件で、14年度より47件（11.8%）増加しました。

公害苦情件数を典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に係るものと典型7公害以外（廃棄物の不法投棄、日照、電波障害等）に係るものとに分けてみると、典型7公害の苦情は290件で前年度に比べて9件（3.2%）増加しました。また、典型7公害以外の苦情は154件で前年度に比べて38件（32.8%）増加しました（図48）。

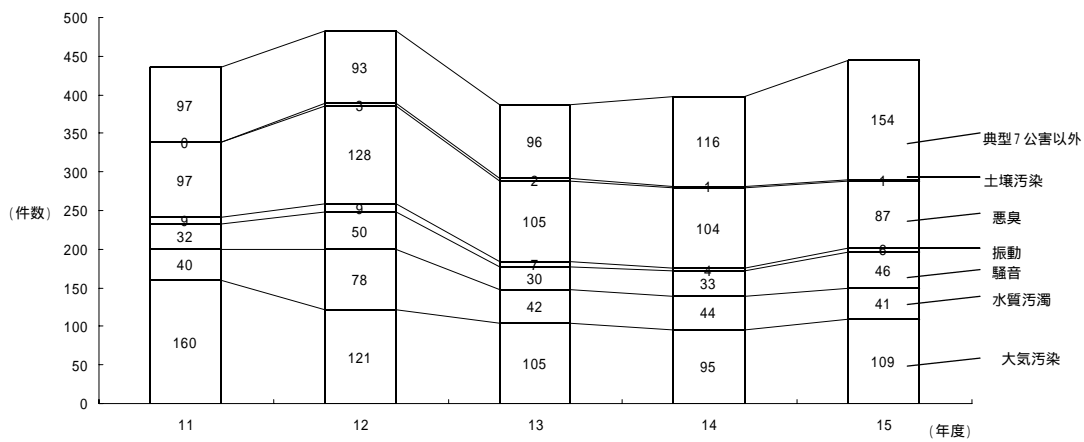


図48 公害苦情の種類別件数の推移

(2) 種類別公害苦情件数

典型7公害の苦情件数を種類別にみると、平成15年度は大気汚染が109件（典型7公害苦情件数の37.6%）と最も多く、次いで悪臭が87件（同30.0%）、騒音が46件（同15.9%）、水質が41件（同14.1%）、振動が6件（同2.1%）、土壌汚染が1件（同0.3%）となっています。

典型7公害以外の苦情件数を種類別にみると、平成15年度は廃棄物の不法投棄が95件（典型7公害以外の苦情件数の61.7%）と最も多く、ついでふん・尿の害が12件（7.8%）、害虫等の発生が5件（同3.2%）などとなっています（図49）。

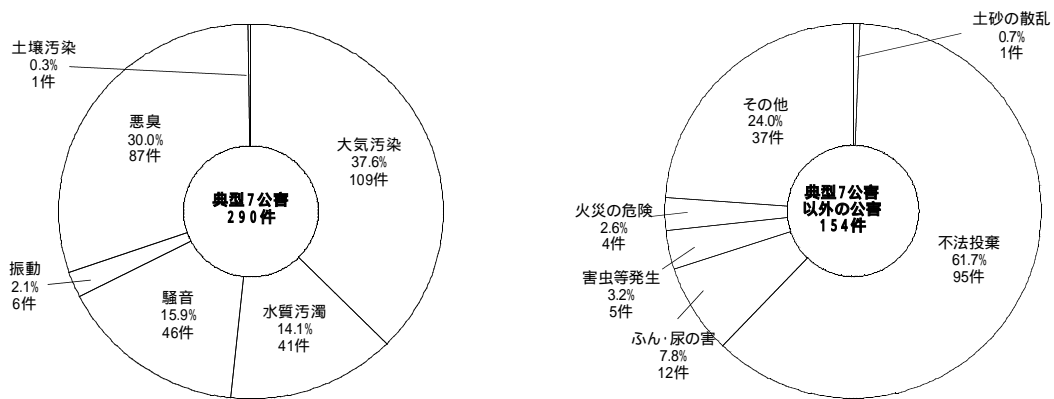


図49 公害苦情件数内訳（平成15年度）

(3) 発生源別公害苦情件数

苦情件数を発生源別にみると、平成15年度は家庭生活の60件（全公害苦情件数の13.5%）、耕種農業の55件（同12.4%）、空地の30件（同6.8%）などが多くなっています。

また、典型7公害に係る苦情と発生源の関係では、大気汚染については耕種農業が、悪臭については家庭生活が、原因の多くを占める傾向が見られます（表98）。

表98 種類・発生源・発現場所別苦情件数（平成15年度）

種類	典型7公害							典型7公害以外の公害							合計
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	小計	土砂散乱	不法投棄	ふん・尿の害	害虫等の発生	火災の危険	その他	小計	
発生源															
耕種農業	37		6		5		48		4	2			1	7	55
畜産・養蚕農業		9			15		24			1				1	25
農業・園芸サービス	1		3				4		2					2	6
林業	1						1		4					4	5
漁業			1				1								1
金属鉱業			1				1								1
石炭、原油等の鉱業															
非金属鉱業															
総合工事業	7		3	4	3		17		3				1	4	21
その他の工事業	7	1	4	2	1		15		4					4	19
食料品、飲料等製造	2	5	1		4		12								12
繊維工業			1				1								1
木材・木製品製造業	8	2	2		2		14				1			1	15
パルプ・紙・紙加工品		1			2		3								3
出版・印刷・同関連産業															
化学工業		2					2								2
石油・石炭製造業															
プラスチック製品製造業															
ゴム製品製造業															
窯業・土石製品製造業		1					1								1
鉄鋼・非鉄・金属製品	2	1			2		5						1	1	6
機械器具製造業	2	1	1				4				1			1	5
その他の製造業	1		1		2		4								4
電気・ガス熱供給業															
水道業															
鉄道業															
道路旅客運送業															
道路貨物運送業					1		1						2	2	3
航空運輸業															
その他運輸・通信業															
再生資源卸売業													1	1	1
卸売・小売業	4	2			2		8		2					2	10
飲食店	1	3			7		11								11
飲食店のカラオケ															
洗濯・理容・浴場業	1		3				4								4
駐車場業															
生活関連サービス業															
旅館・その他宿泊所		1					1								1
娯楽業															
娯楽業のカラオケ															
ゴルフ場									1					1	1
自動車整備業	3		1		4		8		1					1	9
機械・家具等修理業															
専門サービス業	1		1				2						1	1	3
廃棄物処理業	5	1	3		2		11		1				2	3	14
医療業、保健衛生			1		2		3								3
社会保険・社会福祉		2					2								2
教育、学術研究機関	1					1	2								2
その他のサービス業	1		1		3		5						1	1	6
公務															
家庭生活	10	6	1		22		39		6	6	1	1	7	21	60
家庭生活のペット			6				6			3			2	5	11
事務所															
道路									12		1		3	16	16
空地	3		1				4		18		3	1	4	26	30
公園					1		1		3					3	4
神社、寺院等					1		1								1
その他	6	1	2		1		10	1	34				10	45	55
不明	5	2	2		5		14						1	1	15
合計	109	41	46	6	87	1	290	1	95	12	5	4	37	154	444

(4) 公害苦情の処理状況

公害苦情の処理については、現地調査等により、発生源に対して公害防止施設の設置及び改善、原因物質の撤去・回収・除去等の措置を講じさせるなどして、その解決に努めています。

平成15年度の苦情の処理率（受付した苦情から他へ移送された苦情件数を除いた件数のうち、直接処理された苦情件数の割合）は94.0%でした（表99）

表99 公害苦情処理状況（平成15年度）（単位：件）

受 付 件 数			処 理 件 数			
新規受付	他から移送	前年度から繰越	直接処理	他へ移送	その他	翌年度繰越
431	13	23	423	17	9	18

(5) 公害苦情相談員の設置状況

県及び市町村において公害苦情処理に関する事務を担当する公害苦情相談員等の設置状況は表100のとおりです。

表100 公害苦情相談員の設置状況（平成15年度）

区 分	公 害 苦 情 相 談 員		そ の 他		合 計
	専 任	兼 任	専 任	兼 任	
市 町 村	0 人	5 人	0 人	136 人	141 人
県	0 人	13 人	0 人	36 人	49 人
合 計	0 人	18 人	0 人	172 人	190 人

（注）公害苦情相談員：公害紛争処理法（昭45 法律108）第49条第2項の規定に基づき、知事や市町村長が苦情の処理等の事務を行わせるために置いている職員。

(6) 警察における公害苦情処理状況

県内各警察署で受理した平成15年中の公害苦情受理件数は、前年より3件増加の340件となっています。

態様別では、毎年騒音苦情が最も多く、平成15年中も、284件で全体の84%を占めており、次いで廃棄物25件、水質汚濁11件などとなっています。

騒音の発生源は、住宅・アパート・飲食店等の人声、楽器音等による近隣騒音が152件、車両騒音67件と騒音苦情全体の約78%を占めています。

苦情処理状況は、指導、警告によるものが266件で全体の78%を占め、次いで措置不能46件（14%）です。

公害苦情処理状況の内訳は表101のとおりです。

表101 警察における公害苦情処理状況（平成15年）

態様別 処理状況	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他	合計	14年	増減
話し合い解決				6			1		7	16	9
警 告	3	10	1	235			12	5	266	279	13
検 挙							7		7	4	3
措 置 不 能	1	1		41		1	2		46	29	17
検 討 中				1			2		3	1	2
他機関へ通報				1		3	1	6	11	8	3
合 計	4	11	1	284		4	25	11	340		
14年	6	10	1	289	1	7	18	5	337	337	
増 減	2	1		5	1	3	7	6	3		3

2 公害に関する紛争の処理

公害に係る紛争については、民事訴訟による司法的解決とは別に、紛争を迅速かつ適切に解決するため公害紛争処理制度が設けられています。

昭和45年6月に制定された公害紛争処理法に基づき、国においては公害等調整委員会が裁定、あっせん、調停及び仲裁を行い、都道府県においては公害審査会があっせん、調停及び仲裁を行います。

本県においては、昭和45年11月に秋田県公害紛争処理条例が施行され、秋田県公害審査会が設置されています。平成15年度は、係属事件はありませんでした。

3 環境事犯の取締り

(1) 取締りの重点

警察では、県民の生活環境を破壊し、日常生活と健康を脅かしている悪質な産業廃棄物の不適切処理事犯等環境犯罪の未然防止活動と悪質違反者の摘発のため「美の国あきたクリーン作戦2003」を実施して、次の違反に重点を置いて強力な取締りを推進しました。

廃棄物事犯

- ・産業廃棄物の不法投棄事犯
- ・地域住民に迷惑をおよぼしている不法投棄事犯
- ・廃棄物の無許可処理事犯

自然環境破壊事犯

- ・自然公園・河川等の形状変更事犯
- ・保護動植物の密猟(漁)・盗採事犯

(2) 検挙状況

平成15年中の検挙状況は196件で、前年に比較して80件増加しています。違反態様は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反が184件と最も多く、全体の約94%を占めています。

平成15年中の検挙状況は、表102のとおりです。

表102 環境事犯の検挙状況

年 別 法令別	平成15年 (件)	平成14年 (件)	増 減 (件)
合 計	196	116	80
廃棄物処理法違反	184	91	93
漁業法違反	7	5	2
森林法違反		10	10
自然公園法違反		4	4
河川法違反	3	5	2
砂利採取法違反		1	1
文化財保護法違反	1		1
建設リサイクル法違反	1		1